

議案第31号

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例

つくば市監査委員条例（昭和63年つくば市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市監査委員条例（昭和63年つくば市条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第7条（略） （職員の賠償責任の監査等） 第8条 監査委員は、 <u>法第243条の2の9第3項</u> 又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 第9条（以下略）	第1条—第7条（略） （職員の賠償責任の監査等） 第8条 監査委員は、 <u>法第243条の2の8第3項</u> 又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 第9条（以下略）

議案第 31 号

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市監査委員事務局

○ 制定・改廃の経緯及び内容

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）が公布され、改正後の地方自治法の条項に合わせて、該当箇所の条項改正を行うものである。

なお、改正法は、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号）が公布されたことに伴い、令和 8 年 9 月 24 日から施行される。

○ 他自治体の状況等

他自治体も同様の取扱いとする改正を行う予定である。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）（令和 6 年 6 月 26 日公布）
- ・ 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 396 号）（令和 7 年 11 月 28 日公布）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

地方自治法の改正に伴い引用規定の整合性を図ることにより、監査委員条例の適法性が担保される。